

CESRの協議文書に対する金融庁の回答のポイント

総論

- 同等性評価の手続きは、EU市場のグローバルかつ開放的な性格の維持に資するように設計されるべきである。
- また、市場参加者に誤解のないよう明確な言語で示されるべきである。
- こうした観点から、まず、以下の内容を明らかにすべきである。
 - ・ 「重要な差異」(Significant differences) について、05年のCESRの「重要な差異」(＝日本では26項目)との関係。
 - ・ 「重大な差異」(Material differences) とは何か。
 - ・ 「簡易な補正措置」(Non-complex rectification) と、05年のCESRの「補正措置」(remedies) (開示A、B、補正計算書)との関係。

論点1. 同等性評価にあたって、評価時点以降の作業工程を示したコンバージェンス工程表の存在を考慮すべきか。(⇒問3、4)

- 我が国のように、確固としたコンバージェンス工程表、すなわち、基準間の相違を特定し、明確な期限に従ってコンバージェンスを進めることを表明しているような工程表が存在する場合には、これを考慮する方法(すなわち別表2)が望ましいのではないか。
 - ・ 一時点の評価のみをもって追加補正開示を求めること(別表1)になれば、
 - ・ コンバージェンス推進に向けての意欲を失わせる懸念がある。
 - ・ 基準の安定性を損なう恐れがある。
 - ・ 多くの追加補正開示が求められることになれば、EU市場の開放的な性格に深刻な打撃を与え、各国証券市場当局による対抗措置を惹起する懸念もあるのではないか。

論点2. 追加補正開示に対し、監査を求めるべきか。

- 措置を考えるにあたっては、市場に対する費用便益分析や影響を十分に踏まえ、慎重に判断するべきである。
- なお、我が国では、現状、基準間の差異にかかる注記に対し、監査を求めていることに留意。

論点3. 第三国による同等性評価の申請や、新基準公表後の「影響度調査」報告を行う主体が、基準設定主体とされていることについて（⇒問1、6）

- 同等性評価の対象には、開示項目や開示の執行、監査体制も含まれており、むしろ、証券市場当局が中心となって対応すべきである。
- 「影響度調査」の具体的な内容が不明であるが、会計基準上重要な概念に変更がない限り、例えば3年毎の定期的なレビューで十分ではないか。

以上